

## 防災性能商品国内見本市等出展事業費助成金 実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）の理事長（以下「理事長」という。）は新潟県内に事業所を有する中小企業者が防災分野における商品・サービス開発、販路開拓及び受注拡大を目的として、国内見本市等に出展する事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象者は、新潟県内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）のうち、機構が運営する「防災×ライフ研究会」の会員である者とする。

2 前項の要件を満たすものであっても、次の各号のいずれかに該当する者については、この事業の助成対象事業者としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成対象事業)

第3条 この助成金の助成対象事業（以下「事業」という。）は、助成対象者が自社の防災性能商品・サービスの販路開拓又は市場調査のために行う国内見本市等への出展とする。ただし、国又は地方公共団体、公的機関からの補助・助成を受けて出展する場合は対象としない。

(助成対象経費)

第4条 この助成金の交付対象とする経費は、会場借上費（出展小間料、ブース借上料、見本市等参加負担金等）とする。

(助成金の限度額及び助成率)

第5条 助成金の限度額及び助成率は次に掲げるとおりとする。

助成限度額 20万円以内

助成率 1/2以内

2 この助成金の交付額は上記の範囲内で、理事長が定める額とする。

(交付の条件)

第6条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更（第11条に定める軽微な変更を除く。）する場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区別して行うこと。
- (6) 事業実績（商談状況を除く）及び助成金交付額について、当機構のホームページで公表することに同意すること。
- (7) 事業終了後、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (8) 報告のあった事業成果のうち、機構が別に定める項目について「防災×ライフ研究会」で情報を共有することに同意すること。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を申請しようとする助成対象者は、別記第1号様式の申請書を理事長が定める期日までに理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請を行う場合には、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 理事長は前条第1項の規定による申請を受けたときは、別に定める事項についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

2 理事長は助成金の目的を達成するために必要があるときは、申請内容について修正を求め又は条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による助成金の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(変更の承認申請)

第 10 条 第 8 条に基づく交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は第 6 条第 1 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第 2 号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第 11 条 第 6 条第 1 号に規定する軽微な変更は、経費節減等に伴う実績減とする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第 12 条 助成事業者は第 6 条第 2 号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 3 号様式による申請書を理事長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合の報告)

第 13 条 助成事業者は第 6 条第 3 号の規定により理事長の指示を求める場合には、速やかに別記第 4 号様式による事業遅延等報告書を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 助成事業者は、別記第 5 号様式による実績報告書を事業が完了した日から起算して 10 日を経過した日又は助成金の交付決定を受けた年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第 15 条 理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金額の確定)

第 16 条 理事長は第 14 条の報告を受けた場合には、報告書に係る書類の審査及び必要に応じて検査を行い、実施結果が交付決定の内容及び条件（第 10 条の規定に基づく変更承認を受けたときには、その承認の内容及び条件）に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

(交付決定の取り消し)

第 17 条 理事長は、助成対象の事業として継続することが不相当と認める場合は、交付決定を取り消すことができる。

(助成金の支払い)

第 18 条 助成事業者は助成金の支払いを受けようとする場合には、助成金額の確定後、別記第 7 号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(出展成果の報告)

第 19 条 助成事業者は、別記第 6 号様式による成果報告書を、見本市等の出展が完了した日から起算して 10 日を経過した日までに理事長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 20 条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には速やかに機構に報告しなければならない。

2 機構は前項の報告を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

附則

この要領は、令和元年 12 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、令和 4 年 3 月 2 日から施行する。